

社長のための勉強

令和元年 12 月 1 日

〒540-0012 大阪市中央区谷町 2-7-4

株式会社堀口オフィス

TEL 06-6910-6412 :FAX 06-6910-6414

「ながらスマホ」の罰則等大幅に強化！！

今年の国会で道路交通法が改正され、2019 年 12 月 1 日より車を走行しながらスマートフォンや携帯電話を使用したり、カーナビゲーション等を注視する行為が罰則化されました。

	改正前	改正後
携帯電話使用等により交通の危険を生じさせた場合	【罰則】3 月以下の懲役又は 5 万円以下の罰金	【罰則】1 年以下の懲役又は 30 万円以下の罰金
	【違反点数】 2 点 (酒気帯び点数 14 点)	【違反点数】6 点(即免許停止) (酒気帯び点数 16 点 - 取消)
	反則金 大 型 1 万 2 千円 普 通 9 千円 二 輪 7 千円 小特等 6 千円	非反則行為となり、すべて罰則を適用
携帯電話の使用等(保持)	【罰則】5 万円以下の罰金	【罰則】6 月以下の懲役又は 10 万円以下の罰金
	【違反点数】 1 点 (酒気帯び点数 14 点)	【違反点数】 3 点 (酒気帯び点数 15 点 - 取消)
	反則金 大 型 7 千円 普 通 6 千円 二 輪 6 千円 小特等 5 千円	反則金 大 型 2 万 5 千円 普 通 1 万 8 千円 二 輪 1 万 5 千円 小特等 1 万 2 千円